

第1回名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会次第及び議案書

日時 令和3年7月7日（水）10時00分～

場所 名寄市役所名寄庁舎 4階大会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 市長挨拶

4 部会長及び副部会長選出

5 議事

報告第1号 地域福祉計画の概要

報告第2号 第3期名寄市地域福祉計画の策定スケジュール

協議第1号 第3期名寄市地域福祉計画・第5期名寄市地域福祉実践計画
策定のためのアンケート調査について

6 その他

7 閉会

名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会委員名簿

任期：令和3年7月7日～令和4年3月31日

No.	役職名	氏名	所属団体及び役職名	備考
1		笹原 博幸	名寄市民生委員児童委員連絡協議会主任児童委員会 委員長	名寄市保健医療福祉推進協議会委員 (児童担当)
2		尾谷 和久	名寄心と手をつなぐ育成会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会委員 (障がい者担当)
3		小川 進	名寄市老人クラブ連合会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会委員 (高齢者担当)
4		大野 洋子	名寄市保健推進委員協議会 会長	名寄市保健医療福祉推進協議会委員 (保健医療担当)
5		大石 正子	医療法人臨生会 介護老人保健施設そよかぜ館 総務部事務長	
6		姉崎 久志	名寄市障害者自立支援協議会 会長	
7		木田 繁太郎	名寄市町内会連合会 副会長	
8		中村 幸尚	名寄市民生委員児童委員連絡協議会 会長	
9		藤原 雄司	NPO法人なよろ観光まちづくり協会 よろ一な管理室長	
10		小笠原 志朗	社会福祉法人名寄市社会福祉協議会 地域支援係長	
11		小泉 隆文	名寄市立大学 講師	
12		高橋 美紀	一般公募	

報告第 1 号

第 3 期名寄市地域福祉計画の策定について

社会福祉法では、社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」が明確に位置付けられており、特定の人々を対象にするのではなく、地域に焦点をあてた「地域福祉計画」を各市町村において策定することとされています。

(市町村地域福祉計画)

社会福祉法第 107 条

市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずると共に、その内容を公表するものとする。

※計画策定の基本的な考え方

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会があたえられるようにすることを目的に策定する。

また、策定については、市総合計画と各保健福祉関連計画の中間に位置する計画としての位置付けはもちろん、実務との整合性を図るため、社会福祉協議会をはじめ各福祉関係機関・団体等との意見調整を行い、計画の策定や進め方について名寄市立大学と連携し策定する。

※計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度（5 年間）

※策定部会の設置

名寄市保健医療福祉推進協議会規則第 8 条ただし書きにより地域福祉部会を設置する。

1 2 名で構成する。

報告第2号

第3期名寄市地域福祉計画策定スケジュール

月別	名寄市保健医療福祉 推進協議会	地域福祉部会	事務局
令和3年4月			
令和3年5月	第1回協議会開催 ・委員の委嘱 ・基本的事項の説明 ・計画の諮問		
令和3年6月			・部会年間スケジュール(案)の作成 ・委員の推薦依頼、公募
令和3年7月		第1回部会の開催 ・委員の委嘱 ・計画策定のスケジュールの確認 ・アンケート調査の作成	アンケートの発送
令和3年8月			アンケートの集計
令和3年9月		第2回部会の開催 ・アンケート結果分析 ・素案の検討	素案の作成
令和3年10月			
令和3年11月	第2回協議会開催 ・計画書の承認 ・市長へ計画の答申	第3回部会の開催 ・素案の検討	素案の修正
令和3年12月			
令和4年1月			パブリック・コメント
令和4年2月			計画書の印刷
令和4年3月			計画書の配布

※新型コロナウイルスの影響により、変更になる可能性があります。

協議第 1 号

第 3 期名寄市地域福祉計画・第 5 期名寄市地域福祉実践計画策定のための アンケート調査について

名寄市の第 3 期地域福祉計画及び社会福祉法人名寄市社会福祉協議会の第 5 期地域福祉実践計画の策定に向けて、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施します。

- 1 調査対象 市内にお住まいの 18 歳以上 2,000 人（年代別に無作為抽出）
- 2 調査方法 自己記入方式、郵送による調査票の配布・回収
- 3 調査時期 令和 3 年 7 月中旬～8 月上旬
- 4 集計・分析 令和 3 年 8 月上旬～8 月下旬
- 5 調査票 別紙のとおり

第3期名寄市地域福祉計画・第5期名寄市地域福祉実践計画策定のための
アンケート調査票

問1 お住まいの地区は、どちらですか。(〇は1つ)。

1. 名寄地区 2. 風連地区 3. 智恵文地区

問2 あなたの性別はどちらですか。(〇は1つ)

1. 男性 2. 女性

問3 あなたの年齢はおいくつですか。(〇は1つ)

1. 18～19歳 2. 20～24歳 3. 25～29歳 4. 30～34歳
5. 35～39歳 6. 40～44歳 7. 45～49歳 8. 50～54歳
9. 55～59歳 10. 60～64歳 11. 65～69歳 12. 70～74歳
13. 75～79歳 14. 80歳以上

問4 現在の家族構成についてお答えください。(〇は1つ)

1. 一人暮らし 2. 夫婦のみ 3. 2世代世帯(親と子)
4. 3世代世帯(親と子と孫) 5. その他

問5 名寄に居住して、延べ何年になりますか。(〇は1つ)

1. 2年未満 2. 2年以上5年未満
3. 5年以上10年未満 4. 10年以上

問6 現在、あなたのお住まいは次のどれですか。(〇は1つ)

1. 一戸建て
2. 集合住宅(例: アパート、マンション、公営住宅等)
3. その他()

問7 前問のお住まいの居住年数を教えてください。(○は1つ)

- | | |
|--------------|-------------|
| 1. 2年未満 | 2. 2年以上5年未満 |
| 3. 5年以上10年未満 | 4. 10年以上 |

問8 今後、名寄から転出する予定はありますか。(○は1つ)

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. ある | 2. ない | 3. 未定 |
|-------|-------|-------|

問9 あなたは普段、ご近所の方と、どの程度お付き合いをしていますか。

(○は1つ)

- | |
|-------------------------|
| 1. 近所付き合いを、密にしている |
| 2. 困った時などに、近所の方に相談をする程度 |
| 3. あいさつをする程度 |
| 4. ほとんど付き合いがない |
| 5. その他 () |

問10 あなたのご家庭は、町内会への加入をしていますか。(○は1つ)

- | | | |
|-----------|------------|----------|
| 1. 加入している | 2. 加入していない | 3. わからない |
|-----------|------------|----------|

(1) 町内会への加入をしていないのはなぜですか。(○は3つまで)

- | |
|-----------------------------|
| 1. 町内会に加入するメリットがない、必要性を感じない |
| 2. 町内会などの地域での人間関係が面倒だから |
| 3. 町内会活動に参加する時間がない |
| 4. 町内会の加入方法がわからない |
| 5. 町内会で何をしているのかわからない |
| 6. 町内会に誘われていないので |
| 7. その他 () |

問 12 問 11にあるような地域活動を推進するために、今後、必要だと思うことは何ですか。(○は3つまで)

1. 学校教育や社会教育などを通じて福祉教育を充実させる
2. 地域での助け合いや支え合いの大切さをPRする
3. 地域活動に関する情報提供を充実させる
4. 地域の中で手助けを必要としている人と手助けをしたいと思っている人を結び付ける調整の場や組織を充実させる
5. 地域活動への参加方法等に関する学習機会を充実させる
6. 地域活動に携わる人やリーダーの養成を充実させる
7. 地域活動に関する相談・指導を行う専門職員を充実させる
8. 地域活動の拠点となる場を整備する
9. 地域活動への資金面の援助を充実させる
10. その他 ()
11. 特に必要ない

問 13 あなたがこれまで行ったことのある福祉活動はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 現金の寄付・募金
2. 物品の寄付・寄贈
3. 寄付つき商品の購入
※「寄付つき商品」・・・購入額の一部が寄付金として福祉の向上に役立てられるもの
4. チャリティイベントへの参加
5. その他 ()
6. 福祉活動は、したことがない

問 14 あなたは普段の生活に関する情報をどこから入手していますか。(○は3つまで)

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 市や社協の広報紙 | 2. 新聞 |
| 3. テレビ | 4. エフエムなよろ等のラジオ |
| 5. ホームページやブログなど | |
| 6. SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス、ツイッター、ライン、フェイスブックなど) | |
| 7. チラシ、パンフレット類 | 8. ポスター |
| 9. 友人や知人、近所の人に聞く | 10. その他 |

問 15 地震や風水害などの災害時に、自分1人で避難できますか。(○は1つ)

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 避難できる | 2. 介助があれば避難できる |
| 3. 避難できない | |

問 16 災害時に自力で避難できない方などの手助けを支援する取り組みについて、どう思いますか。(○は1つ)

- | |
|--|
| 1. 自主防災組織や町内会など、地域で取り組むことが望ましい |
| 2. 地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい |
| 3. 行政が中心になることが望ましい |
| 4. 行政、民生委員・児童委員、町内会、社会福祉協議会などが連携し、ネットワークを構築することが望ましい |
| 5. そうした取り組みは必要ない |
| 6. その他 () |

最後に、今後、住みよいまちづくりを進めていくためのご意見・ご要望等をご記入ください。

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

※封筒に無記名で入れ、令和3年 月 日()までに投函してください。

改正

平成22年3月31日規則第20号

平成22年11月12日規則第44号

平成29年12月25日規則第44号

令和2年3月31日規則第28号

名寄市保健医療福祉推進協議会規則

(設置)

第1条 少子・高齢化の進行や核家族化などにより、社会構造が大きく変化する中で、市民が安心して暮らすことができるまちづくりを進めるため、保健・医療・福祉サービスのネットワーク化を図り、総合的な保健医療福祉施策を推進することを目的として、名寄市保健医療福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の責務)

第2条 協議会は、豊かな福祉社会の推進と保健医療の機能の充実を促進することを責務とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 保健医療福祉施策の推進に関すること。
- (2) 健康福祉部所管に係る各計画の策定に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 協議会は、15人の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保健関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によるものとする。

3 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は必要の都度会長が招集し、会議の議長は会長とする。

(専門部会の設置)

第8条 協議会に次の専門部会を置く。ただし、市長が必要と認めるときは、他に必要に応じた部会を置くことができる。

(1) 児童部会

(2) 障がい者部会

(3) 高齢者部会

(4) 保健医療部会

2 専門部会の構成は、会長が指名する委員及び関係団体等から推薦された者、公募の経手を経た者等のうちから市長が委嘱する。

3 各部会長は、各専門部会委員の互選によるものとする。

4 専門部会は、協議会から付託された事項について協議する。

5 専門部会は、必要に応じ部会長が招集する。

6 専門部会委員の任期は、審議事項が終了するまでとする。

(委員報酬)

第9条 委員の報酬は、名寄市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年名寄市条例第43号)を準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、健康福祉部内に置く。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第20号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年11月12日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年12月25日規則第44号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第28号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会要領

（部会）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、名寄市保健医療福祉推進協議会規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定により、名寄市保健医療福祉推進協議会地域福祉部会（以下「地域福祉部会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 地域福祉部会は、委員15人以内をもって組織する。
2 委員は、規則第8条第2項に掲げる者で構成する。

（任期）

第3条 委員の任期は、規則第8条第6項の規定による。

（協議事項）

第4条 地域福祉部会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域における福祉サービスに関する事項
- (2) 計画の原案策定に関する事項
- (3) その他重要な地域福祉に関する事項

（部会長及び副部会長）

第5条 規則第8条第3項の規定により、部会長を置く。
2 副部会長は委員の互選によるものとし、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、地域福祉部会の運営に関し必要な事項は、部会長が地域福祉部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成22年11月15日から施行する。